

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和2年9月7日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和2年9月7日（月）午前11時40分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件 のため出 席した者 の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 財政課長 嵯峨 剛 課長補佐 井上隆雄 くらし文化部長 浦川 正 次長兼たつせがある課長 磯村和慶 主幹 布川一重 課長補佐 名久井洋一 交流商工係長 中川暁敬 長寿課長 粕谷庸介 課長補佐 遠藤健一 保険医療課長 林 元美 課長補佐 森 健一 建設部長 水野 泰 次長兼都市計画課長 川本保則 開発調整監 徳田泰信 都市計画課課長補佐 大橋勝芳 建築係長 山崎暢之 みどりの推進課長 矢野克明 主幹 加藤 明 課長補佐 水野広道

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 64 号 長久手市景観条例の制定について

都市計画課長 議案第 64 号について説明

山田(か)委員 地区計画を定めている地区もあると思うが、整合性はとれているのか。

都市計画課長 それぞれの考え方があるため、どちらも守っていただきたい。

山田(か)委員 例えば、地区計画では制限がかからないが、この条例で制限がかかるような場合はどちらに従えばよいのか。

都市計画課長 条例で制限がかかる場合は守っていただく必要があるが、この条例は個人住宅は対象外で、個人の権利を制限していくものではない。

山田(か)委員 低層住宅が建っている地域に高さ 45 メートルのタワーマンションが建設されようとした際には制限できるか。

都市計画課長 高層利用を制限するものではないため、都市計画法の用途地域に応じて建築基準法の基準内で建てることができる。ただし、景観形成基準の中で歴史的眺望については配慮していただくよう誘導している。

田崎委員 美しいまちづくり条例との違いは何か。

都市計画課長 例えば、各企業はイメージカラーを持っているが、この条例によってマンセル表色系の中で色目を落とさせていただくことも必要になる場合があり、美しいまちづくり条例にはそのような制限はない。

建築係長 美しいまちづくり条例では、敷地面積の 6 パーセント以上の緑化を求めているが、沿道から見える場所の緑化基準はなかった。この条例では、全ての地域で道路に面した場所に植栽をするよう求めている。

田崎委員 美しいまちづくり条例との上下関係など、位置付けはどのようなか。

都市計画課長 上下はなく、どちらも等しく守っていただきたい大切なものである。

田崎委員 景観まちづくりとは何か。定義づけしなくてよいのか。

建築係長 第 1 条にあるように、本市の特色ある多様な景観を守り、育み、創造し、意識して主体的に市、市民、事業者それぞれができることが「景観まちづくり」になっていると考えている。

田崎委員 第 10 条に記載されている景観まちづくり団体とは何か。

都市計画課長 「景観まちづくり団体」は、岡崎市、名古屋市緑区有松などを参考にした。例えば、岡崎市は岡崎城付近の歴史的町並みがあるが、本市は守っていくべき風景がまだ明確に決まっていない。この条例を制定することによって皆さんとこれから考えていくことで後世に残したい風景を守っていきたい。

石じま委員 本市に景観まちづくり団体は存在しないということか。

都市計画課長 明確にどこかの風景を守ることを目的とした団体は今はない。

石じま委員 景観まちづくり団体に助成するにあたり予算措置をしていくのか。

都市計画課長 すぐに予算措置をするのではなく、まずは意識付けをしていくことが風景を守っていくきっかけになると考える。

田崎委員 第3条に、技術面等での支援について記載があるが、「等」には金銭的な支援も含まれているのか。

都市計画課長 金銭的なものも含まれている。

田崎委員 第5条第2項の規定は、どういう意味合いか。

建築係長 まず大切なのは策定していく景観計画の内容を市民に知っていただく必要がある。その上で、景観計画では、景観まちづくりサポーターの登録制度を検討するとしており、市の風景を集める活動、シンポジウム、イベントへの参加などを想定している。行政だけでは景観まちづくりはできない。

川合委員 景観重要建造物及び景観重要樹木は現在あるのか。

都市計画課長 指定するものは現在のところはない。

川合委員 保存樹木等指定制度と何が違うのか。

課長補佐 保存樹木には、樹木の1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上あるもの。株立した樹木は、高さが3メートル以上あるもの。つる性樹木は、枝葉面積が30平方メートル以上あるもの。という基準があって健全で樹容が美観上優れているものが対象である。景観重要樹木は、広く市民や地域に愛されている樹木が対象となる。地域住民が景観重要樹木ではないかと言われたものに対して指定していく。

ささせ委員 条例制定前の建物を修繕する際には条例に沿った形で修繕しなければならないのか。

都市計画課長 既設のものに制限をかけることはできないが、改築など該当行為があれば対応が必要になる。

伊藤委員 個々の開発行為は規制の対象となる面積基準以下でも、条例に沿わない建物が連担した場合に、景観が損なわれると思うがどうするのか。

都市計画課長 届出の単位でしか対応はできない。

伊藤委員 連担規制を設定した区域を作れないか。

都市計画課長 まずは景観計画及び条例を運用していく中で、今後どのようなものが必要なのかも含めて、考えていくことになる。

山田(け)委員 景観重要建造物及び景観重要樹木には社寺仏閣も対象となるのか。

都市計画課長 対象となる。どの建物が対象になるのかは、今後考えていきたい。

伊藤委員 例えば、長久手古戦場、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないように努めるとのことだが、高い樹木や竹やぶ等のみどりが景観を阻害していた場合はどうするのか。

都市計画課長 そういう場合には、景観の観点で担当課から伐採などをお願いしていく。また、人々の安らぎなどのために市の施策として、みどりを植えている。

- さとう委員 県内で景観条例を制定している自治体はいくつあるか。
- 建築係長 10 団体である。
- さとう委員 景観計画では、個人住宅もカラフルに塗ってはいけないことや、屋外広告物なども厳しい基準が記載されている。先ほどの答弁では個人の権利が制限されるようなものではないとのことだった。例えば、土地を貸して看板を立てている人も居るが、そういった個人への拘束力はどれくらいあるのか。
- 建築係長 建築面積500平方メートルを超える建築物という面積基準があるため、おそらく個人住宅は対象にならないものと考えている。ただし、市民にも良好な景観について地域で共有していただきたいため、計画に記載している。それを全体で共有することで初めてよい景観ができるものと考えている。屋外広告物については、景観法に基づく景観形成基準を景観計画に記載している。市民アンケートでは、必要以上な看板が乱立している状況はよろしくないという意見も出たことから、まずは市の思いを意思表示することが必要であると考えている。屋外広告物許可申請の際には、市がチェックして、景観形成基準に合うよう誘導をしていきたい。
- さとう委員 過去のワークショップなどで、どこかを景観重要建造物や景観重点地区に指定したらよいという意見は出なかったのか。
- 建築係長 景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重点地区は、景観法による景観計画で定めなければならない項目であるため、記載している。ワークショップや景観計画策定委員会などで特に意見は出てこなかった。今後、地域から求められれば指定していけばよいと考えている。
- さとう委員 長久手古戦場、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害する場所に高層マンションが建設される際に規制できるのか。
- 都市計画課長 高層マンションが建設されることは考えにくい場所であるが、岡崎市など先進地のやり方を参考にしていきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 66 号 長久手市農村集落家庭排水施設事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例について

下水道課長 議案第 66 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 65 号 長久手市都市緑化基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

みどりの推進課長

議案第 65 号について説明

さとう委員 第 7 条にある規則で定める事業等に要する経費とは、具体的にどのようなものか。また、残高が 9 億 5,000 万円あるが、令和 3 年度から取り崩していく予定なのか。

みどりの推進課長

規則第 3 条第 1 号は、緑の基本計画の緑化重点地区における用地取得、施設整備に要する経費である。なお、緑化重点地区は、香流川、グリーンロード等、市役所周辺エリア、里山エリアである。第 2 号は、緑化推進に係る市民活動団体の活動に要する経費、第 3 号は、せせらぎの径や市が洞緑道の緑化維持管理及び修繕料、第 4 号は、民地の緑化推進に要する経費の補助に充てていきたい。

財政課長 令和 3 年度予算での運用についても必要に応じて検討していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 62 号 リリモテラス公益施設条例の制定について

たつせがある課長

議案第 62 号について説明

さとう委員 条例の施行日は令和 3 年 6 月 1 日となっているが、先日の本会議議案質疑では指定管理者の業務は令和 3 年 4 月 1 日から始まるとの答弁だった。附則における準備行為とは、指定管理者選定委員会の開催などのことだと思うが、何に基づいて 4 月 1 日から指定管理業務が始まるのか。

たつせがある課長

議決後に条例を公布することで一定の効力が発生する。供用開始する 6 月 1 日まで指定管理者の準備期間を設ける必要がある。

さとう委員 指定管理の期間は 4 月 1 日から何年間ということではないのか。

主幹 条例の施行日と供用開始日は 6 月 1 日だが、指定管理の期間は 4 月 1 日から始まる。

さとう委員 施行されていないのに指定管理業務が先に始まると、条例との整合性がとれないのではないのか。

行政課長 条例は公布することで効力が発生する。附則で明記した部分に限り準備行為ができると解されるため、指定管理者の行為は有効と考える。

さとう委員 令和 2 年第 1 回定例会で可決した児童発達支援センター条例の制定については、指定管理期間の開始と条例の施行日は同じだった。今回は、施行日を 6 月 1 日としているのに、指定管理業務が 4 月 1 日から始まるのは条例としてまずいのではないのか。

たつせがある課長

準備期間は、開館せずに指定管理者が供用開始に向けた準備することを想定しており、違法性はない。まず、令和 2 年 10 月に指定管理者を公募する。12 月に指定管理者選定委員会を開いて指定管理者を決定し、令和 3 年 3 月の第 1 回定例会で指定管理に関する条例を議決していたと予定である。

山田(け)委員 令和 3 年 4 月から令和 3 年 5 月までの事業計画はどのようなか。

主幹 指定管理期間は 3 年間である。4 月から 5 月までは準備期間だと明記するため、指定管理者の候補者は 2 か月の準備期間を含めた指定管理であると理解できる。

富田委員 準備期間は具体的に何をするのか。

主幹 清掃、空調の点検、事前の利用申請の受付、広報のためのホームページの立ち上げ、情報誌の発行などである。

富田委員 全て指定管理者が行うという認識でよいか。

たつせがある課長

備品を揃えるのは市であるため、連携しながら準備していく。

山田(か)委員 第 10 条に使用料の減額と免除の規定があるが、減免される団体ばかりが利用すると指定管理者の利益が出ないのではないのか。減免になるのはどのような団体か。

主幹 利用料金制度であるため、基本的に使用料の減免は考えていない。

富田委員 この条例に、稼ぐことに関する文言をなぜ入れないのか。

たつせがある課長

第9条の利用料金制度は収益を上げることができる。指定管理者の自主事業で収益を上げることができるイベントを実施できるように考えている。

富田委員 例えば、指定管理者が収益を上げることができるようになれば指定管理料を少しずつ減らしていくことも考えているのか。

たつせがある課長

指定管理事業に必要な費用に対して指定管理料を支払っているため、自主事業が盛況になったからといって指定管理料を大幅に下げるとは考えていない。大人気スポットになって状況が変われば検討していくことになる。

富田委員 指定管理者制度にも関わらず、市がお金を出し続けているのはあまりメリットがないのではないのか。

たつせがある課長

メリットは、民間の経験、創意工夫により柔軟に運営していただくことで管理料が安くなることだと考える。

富田委員 市民が利用したくても4つの事業を実施するために平等に扱われず利用できない状況になった場合、市としてどう対応するのか。

たつせがある課長

第12条に公の施設としての責務が規定されており、皆さんが平等に利用していただくことが基本になる。一律に排除するのではなく混ざって利用していただくことになるため、運営の中で考えていきたい。

川合委員 施行日と指定管理期間の開始日が異なることは、法的に問題がないと確認できているのか。

行政課長

条例の効力は公布により発生する。附則に令和3年6月1日の施行日と事前行為を実施する旨を明記することで、附則において施行日が2つあるような状態となる。このような表記が採用されている自治体はほかにもあり、法律上問題ないと考える。

さとう委員 指定管理者がある程度好きなように事業を展開することで収益を上げていくことができると思うが、リモテラス運営協議会が指定管理者に指示するような部分があると、ただの委託のような状態になってしまう。令和2年度予算にコーディネーター育成費用が計上されているが、コーディネーターと指定管理者の関係性は今後どのようになっていくのか。

たつせがある課長

指定管理者が主体的に施設の管理、運営をやっていくことになる。リモテラス運営協議会と指定管理者と一緒に話をしながらどういったことを実施していくのか決めていく。

伊藤委員 リニモテラス公益施設の整備が先行してしまったが、本来、長久手古戦場と駅前整備を一体的に考えて、その中で運用されていくものだと考える。公共施設、商業施設が揃った場所でエリアマネジメントをしてすみ分けと協力をしていく部分を考えてもらわないといけない。現在、4つの柱で具体的に何をするのかわからない状態である。令和2年度末までに4つの柱で具体的にどのような事業を展開していくのか示してもらえるのか。

たつせがある課長

観光交流は、リニモテラス公益施設で観光案内や特産品の販売をしていきたいという話をしている。多文化共生は、外国人の相談窓口を週1回開いてみて、どのような方に対してどのような機能が必要なのか具体化してきている。開館に向けて進めていきたい。

田崎委員 4つの柱のうち観光交流、多文化共生は、話が具体化してきているとのことだった。残り2つが進んでいないのはなぜか。

たつせがある課長

大学連携は、大学連携調整会議においてリニモテラス公益施設で具体的に何をするか話し合ってきており、市からも大学に働きかけている状況である。子育て支援は、さまざまな団体がある中でネットワークを作っていくという話も出ているが、リニモテラス公益施設でどのようにつなげていくか今後詰めていきたい。

田崎委員 4つの柱に関係する事業がうまくいかなかった場合には、適宜条例の見直しをしていくのか。

主幹 4つの柱に関係する団体がばらばらで動くのではなく、コーディネーターのもとで4つの団体が連携していける事業は、指定管理事業の中に記載する予定である。そのほかにも市民から市が想定しないような提案も出てくると思われるため、フレキシブルに取り扱っていきたい。

さとう委員 新型コロナウイルス感染症対策として、南小校区共生ステーションなどでは会議室の利用が制限されている。使用料が設定されている4つの部屋にも制限をかけていくのか。

たつせがある課長

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、指定管理者やリニモテラス運営協議会と協議して制限をかけていく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 11 時 40 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 2 年 9 月 7 日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ